

**特例貸付制度 フォローアップ支援事業
情報連携システム構築・運用保守業務委託に関する
情報提供依頼(RFI)について**

2025年8月13日

社会福祉法人 大阪府社会福祉協議会

1. 情報提供依頼について

① 背景

- 厚生労働省が実施した新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた特例貸付制度（生活福祉資金コロナ特例貸付）において、大阪府社会福祉協議会（以下、府社協）では約49万件の債権を管理しています。
- 府社協では、これらの債権を保有する（複数債権保有の場合含む）借受人に対し、厚生労働省からの通知に基づき償還免除等の各種手続き案内および生活再建等に関するフォローアップ支援を行っています。
- フォローアップ支援は、府社協より大阪府内の各市区町村社会福祉協議会（以下、市区町村社協）へ業務委託をしており、府社協では、実施進捗状況を正しくタイムリーに実態把握する必要があります。

② 目的

上記背景をふまえ、以下の目的でシステムを導入予定としています。

- 府社協は、コロナ特例貸付の借受人の事務手続き状況（借受人対応状況）を市区町村社協へ向け、安全な方法でタイムリーに提供する
- 府社協は、コロナ特例貸付の借受人に対して債権状態や借受人属性に応じて市区町村社協が実施するフォローアップ支援の状況をタイムリーに把握する
- 府社協は、借受人へのフォローアップ支援実績を登録および管理できる仕組みを、市区町村社協へ提供する

今回の情報提供依頼は上記システムを導入するために、システムの構築および運用保守に関する見積りを募るものです。

1. 情報提供依頼について

③ 参加要件

本情報提供において参加要件は設けませんが、調達時には以下の参加要件を定める予定です。

【参加要件】

- ・従業員数300名以上ユーザーが使用する法人団体組織向けの業務システムの設計および開発運用の複数実績があること

【その他要件】

- (1) 次のアからクまでのいずれにも該当しない者であること。
 - ア. 成年被後見人
 - イ. 民法の一部を改正する法律（平成 11 年法律第 149 号）附則第 3 条第 3 項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法（明治29 年法律第 89 号）第 11 条に規定する準禁治産者
 - ウ. 被保佐人であって契約締結のために必要な同意を得ていないもの
 - エ. 民法第 17 条第 1 項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていないもの
 - オ. 営業の許可を受けていない未成年者であって契約締結のために必要な同意を得ていないもの
 - カ. 破産者で復権を得ないもの
 - キ. 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当すると認められる者（同項各号のいずれかに該当すると認められることにより、大阪府入札参加資格停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受け、その措置期間を経過した者及び同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当し、その措置期間に相当する期間を経過したと認められる者を除く）又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者
 - ク. 本会より契約停止処分を受けてから 2 年を経過しないもの
- (2) 民事再生法（平成11年法律第 225 号）第 21 条第 1 項又は第 2 項の規定による再生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第 33 条第 1 項の再生手続開始の決定を受けた者を除く）、金融機関から取引の停止を受けた者その他の経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと
- (3) 大阪府の区域内に事業所を有していること
- (4) 大阪府税に係る徴収金を完納していること
- (5) 最近1事業年度の法人税並びに消費税及び地方消費税を完納していること
- (6) 申請に係る営業に関し、法令上、免許、許可又は登録を要するときは、当該免許、許可又は登録を受けていること
- (7) 本会の会長又は理事、若しくはこれらの親族（6 親等以内の血族、配偶者又は 3 親等以内の姻族）が役員についている業者等、当法人の会長又は理事が特別の利害関係を有する業者でないこと
- (8) 公告の日から入札執行の日までの期間に、国及び地方公共団体から指名停止の措置を受けていないこと、又は入札参加申請時において、大阪市・大阪府競争入札指名停止措置要綱に基づく指名停止措置及び大阪市・大阪府契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと
- (9) 公告の日から入札執行の日までの期間に営業停止の処分を受けていないこと
- (10) 正常な一般 競争入札の執行を妨げる等の行為を行うおそれがないこと

2.情報提供の流れ

① 情報提供の準備

情報提供の資料をご準備ください。

質問がございましたら、質問様式を用いて連絡先（P.12）にご連絡ください。（期限：2025/8/22 17：00まで）

② 情報提供資料の提出

準備いただいた情報提供資料を提出先（P.13）へご提出ください。（期限：2025/8/29 17：00まで）

3.ご提供いただく内容（情報提供資料）

ご提供いただく内容と提出様式についてご確認ください。

番号	情報提供内容	説明	提出様式
1	企業情報	- 企業概要：所在地及び事業概要 - 実績：法人向け業務システム設計開発および保守運用に関する受託実績	任意の書式
2	本委託業務において想定される費用見積	- 本紙を参照し、本委託業務の概算費用を年度ごとに見積り（円単位、税抜き）、提出様式1に記載ください。 - 提出様式1の記載においては、費用見積りの前提根拠となる内容を記載したものを任意の書式にて必ず添付ください。	提出様式1 および 任意の書式
3	その他意見・提案事項など	本委託業務に対するご意見やご提案事項等があれば、上記と併せて提出ください。様式の指定はありません。	任意の書式

4.業務委託要綱

(1)委託業務名称・委託期間等

- ① **委託業務名称**：特例貸付制度 フォローアップ支援事業における情報連携システム構築・運用保守業務委託
- ② **契約方式（想定）**：システム構築および運用保守業務委託に関する業務請負契約
- ③ **契約期間**：契約締結日（2025年10月を予定）～2028年3月31日

4.業務委託要綱

(2)システム概要

① 対象とする業務

府社協および市区町村社協 が実施するフォローアップ支援事業において当該事業の実施状況の連携および管理を行うことを目的とし、各種情報を本システム内において取り扱う。

② 利用者

府社協および市区町村社協 のコロナ特例貸付業務の担当者

③ 稼働環境

全国社会福祉協議会の業務システム（※1）に接続されている閉域網ネットワーク環境（※2）の専用端末で稼働するWEBアプリケーションとする。

※1：全国社会福祉協議会（以後、全社協）が提供している生活福祉資金貸付業務システム（以降、業務システム）となる。業務システムは府社協 LAN上に配置されており、借受人の情報の登録・管理や貸付情報の管理を行い、免除等の判定結果の登録や、償還管理を行う仕組みである。業務システムは「生活福祉資金貸付業務システム」で借受人の住所等のマスタ情報や貸付情報、償還金の管理をするためのものであり、フォローアップ支援事業の実施の状況を管理するための機能は備わっていない。

※2：各市区町村社協には、専用接続PC端末を令和6年度中に各 1 台導入済みである。

5.業務委託要綱

(3)業務要件

① 前提 … フォローアップ支援事業における業務は、以下の流れで実施する

- ・ 府社協は、借受人情報（借受人对応状況を管理する情報）の最新版を市区町村社協へ提供する
- ・ 市区町村社協は、府社協より借受人情報の最新版を受領する
- ・ 市区町村社協は、借受人情報より、フォローアップ支援を行う対象の債権を絞り込み検索する
- ・ 市区町村社協は、対象の借受人に対して、フォローアップ支援を実施する
- ・ 市区町村社協は、実施したフォローアップ支援内容について、債権ごとに内容を記録する（フォローアップ支援実績）
- ・ 市区町村社協は、フォローアップ支援実績を府社協へ連携する。
- ・ 府社協は、市区町村社協が登録したフォローアップ支援実績を確認する。

② 主な管理項目 …… 以下は現時点で想定される主要なものであり、要件定義により増加する可能性があります

管理対象となる情報	主な管理項目
借受人情報	貸付コード、地区コード、借受人関係者コード、カナ氏名、漢字氏名、郵便番号、住所、債権状態
フォローアップ支援実施内容	貸付コード、借受人関係者コード、カナ氏名、漢字氏名、債権状態、フォローアップ支援実施項目、フォローアップ支援内容、フォローアップ支援手段、フォローアップ支援実施日
フォローアップ支援実績集計	貸付コード、債権状態、フォローアップ支援実施項目、フォローアップ支援実施内容（Ⅰ～Ⅶ）、フォローアップ支援実施日

5.業務委託要綱

(3)業務要件

③システムに必要となる業務要件

- ・ 府社協は、借受人情報のリストを登録できること
- ・ 市区町村社協は、借受人情報のリストを確認および出力できること
- ・ 市区町村社協は、借受人情報のリストについて、債権状況や借受人属性項目により債権の絞り込み検索ができること
- ・ 市区町村社協は、フォローアップ支援実施内容を債権単位で登録ができること
- ・ 市区町村社協は、借受人との具体的な対応内容および借受人の状況について登録できること。
- ・ 府社協および市区町村社協は、市区町村社協が登録した、借受人ごとの対応内容および借受人の状況について、借受人ごとの履歴が確認ができること。
- ・ フォローアップ支援実施内容の登録においては必ず履歴管理を行い、過去分が確認できること
- ・ 市区町村社協は、フォローアップ支援実施内容のリストを出力できること
- ・ 府社協は、フォローアップ支援実施状況のリストを出力できること
- ・ 市区町村社協および府社協は、各社協ごとに定められた複数ユーザーIDのうちいずれかを用いてログインを行えるようにすること
- ・ 府社協は、全市区町村社協の対象データ（借受人情報やフォローアップ支援実施内容）の検索や登録が可能とすること
- ・ 大阪市社協は全ての区社協における対象データ（借受人情報やフォローアップ支援実施内容）の検索や登録が可能とすること
- ・ 市区町村社協は、借受人情報やフォローアップ支援実施内容については、借受人の現在住所が該当市区町村となっているデータのみ、検索や登録が可能とすること
- ・ 府社協および市区町村社協は、フォローアップ支援実施内容と件数について月次での集計および確認ができること

5.業務委託要綱

(4)機能要件

機能名	概要	利用者
ユーザー管理 および ユーザー権限管理	- 大阪府社協、大阪市社協、市区町村社協の各権限ごとに、複数ユーザーを設定すること - ユーザーの登録および削除は、大阪府社協で設定可能とすること	大阪府社協
借受人情報 登録機能	- 借受人情報をファイルアップロードにより一括登録できること - 登録対象となるデータの更新頻度は最低限月1回以上可能とし、即時反映が可能とすること - データ形式は現行業務で使用しているリストと同一（Excel、データ項目の並び順は同一）とすること	大阪府社協
借受人情報 出力機能	- 借受人情報を出力ダウンロードできること - データ形式は現行業務で使用しているリストと同一（Excel、データ項目の並び順は同一）とすること	市区町村社協
借受人情報 検索機能	- 借受人情報について、以下の検索項目を含め、業務上必要となる各項目により簡易に対象データの絞り込み検索を行い、画面表示ができること - 借受人情報の項目（氏名カナ、生年月日） - 貸付コード - 属性フラグ各項目 - 猶予申請期限	大阪府社協 市区町村社協
フォローアップ支援実績 登録機能	- フォローアップ支援実績をファイルアップロードにより一括登録できること - アップロードするデータ形式はExcelとすること	市区町村社協
フォローアップ支援実績 詳細登録機能	- フォローアップ支援実績における詳細対応内容を借受人ごとに登録できること - 詳細対応内容は、日付と対応手段ごとに、借受人の生活状況について把握した内容を登録できること - 登録内容は、履歴管理を行い、過去分の履歴情報が確認できること。	市区町村社協
フォローアップ支援実績 出力機能	- フォローアップ支援実績を画面上で確認、および出力ダウンロードできること - ダウンロードするデータ形式はExcelとすること - フォローアップ支援実績については、借受人ごとに内容を記録できること	市区町村社協
フォローアップ支援実績 検索機能	- フォローアップ支援実績を以下の検索項目を含め、業務上必要となる各項目により簡易に対象データの絞り込み検索を行い、画面表示ができること - 借受人情報の項目（氏名カナ、生年月日） - 貸付コード - 属性フラグ各項目 - 猶予申請期限	大阪府社協 市区町村社協
フォローアップ支援実績 集計機能	フォローアップ支援実績を日付単位および債権状態、貸付コード単位での集計が行えること	市区町村社協

5.業務委託要綱

(5)非機能要件

① セキュリティ

- ・ 借受人の債権情報を含む個人情報を取り扱う特性をふまえ、閉域網外へデータを保管するクラウドサービスは利用しないこと
- ・ ログイン、データ登録、更新、削除の操作について、ユーザーおよび日時と操作内容がわかる操作ログの記録管理を行うこと

② パフォーマンス

- ・ 同時アクセス300名まで対応できること

③ 保守性

- ・ リスト管理項目の将来的な追加の場合等、メンテナンスを容易に対応できる構造とすること

④ 移行

- ・ 令和7年度中に運用したフォローアップ支援実績を初期データとして移行できること

5.業務委託要綱

(6)スケジュール

2025年度中に試行運用が可能な状態とし、遅くとも2026年4月より利用開始できること

以下は仮スケジュールのため、実現可能なスケジュールを想定すること。

各フェーズ実施時期に基づき、フェーズ実施に伴う費用発生を提出様式1の概算見積にて、必ず記載すること。

フェーズ	実施期間（仮定）
要件定義	2025年12月1日 ～ 2025年12月31日
設計・開発	2026年1月1日 ～ 2026年2月28日
テスト	2026年2月16日 ～ 2026年3月22日
リリース	2026年3月23日
試行運用	2026年3月23日 ～ 2026年3月31日
実運用開始	2026年4月1日
運用保守	2026年4月1日 ～ 2028年3月31日

6.情報提供参加および質問に関する連絡先

情報提供依頼に関する質問については、電子メールにて下記までお願いします。

なお、情報提供依頼に関してのみの連絡先となります。その他のご連絡には対応いたしかねますので、ご了承ください。

<本件に関する連絡先>

社会福祉法人 大阪府社会福祉協議会 生活支援部 担当：居関

〒542-0065 大阪府中央区中寺 1-1-54 大阪社会福祉指導センター

T E L : 050 - 3508 - 7066 (9 時 15 分～17 時)

F A X : 06 - 6767 - 1562

MAIL : shikin-tokurei@osakafusyakyo.or.jp

7.情報提供資料の提出について

① 提出先

社会福祉法人 大阪府社会福祉協議会 生活支援部 担当：居関
メールアドレス（shikin-tokurei@osakafusyakyo.or.jp）

② 提出方法

上記メールアドレスあてに電子ファイルを送付してください。

③ 情報提供における注意事項

- ✓ ご提供いただいた情報については、本目的にのみ使用します。
- ✓ ご提出いただいた情報、資料について返却は致しません。
- ✓ ご提出いただいた情報、資料に関して後日問合せを行う場合があります。
- ✓ 本情報提供依頼は、システム導入を検討するために実施するものであり、契約を前提としたものではありません。
- ✓ 本情報提供依頼に発生する費用については、貴社の負担となります。
- ✓ 本情報提供依頼によって知り得た情報は、本目的にのみに使用してください。